

一 国際連盟軍備縮少会議準備委員会

1 第三回会議(昭和2年3月21日～4月26日)

1 昭和2年1月24日 在パリ佐藤(尚武)連盟事務局長より
幣原(喜重郎)外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会第三回会議の開催日通知につ
いて

パ リ 1月24日後発
本 省 1月25日前着

第一八号

軍縮準備委員会第三回本会議三月二十一日ヨリ寿府ニ開催
ノ旨通知アリタリ

編 注 国際連盟軍備縮少準備委員会の海軍軍縮関係文書の

うち、既刊の『日本外交文書 ジュネーブ海軍軍備制
限会議』および『日本外交文書 一九三〇年ロンドン
海軍会議』(上・下巻)に採録済のものについては、
重複を避けるため原則として採録を略した。

なお、同準備委員会の第一回および第二回会議関係

文書は『日本外交文書 大正十五年 第一冊』におい
て採録済。

2 昭和2年3月13日 在ジュネーブ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

第三回軍縮準備委員会の会議当初における声
明の必要性につき請訓

ジュネーブ 3月13日後発
本 省 3月14日後着

第一九号

二十一日開催ノ軍縮準備委員会ニ関シ理事会中一二外国代
表ト意見交換ヲ試ミタル処何レモ今回ノ会議ニテ何等カノ
軍縮条約案ヲ得ントスル希望ヲ有シ居リ事務局側ニテハ各
小委員会ニ於ケル従来ノ詳細ニ亘ル研究ヲ離レ規約第八条
ヲ根拠トセル概括的条約案ヲ討議ノ基礎トシテ上程セント

スル意向アル如ク此他事務総長トノ会談ニ扨レハ一二代表者(国名ヲ明言セス)ニ於テ条約案ヲ持参スルモノアルヘシトノ事ニテ会議前ノ空氣ハ一般ニ今回ノ委員会ニ於テ一ノ条約案ヲ決定シ可成速ニ第一回軍縮本會議ヲ開キ巨細ノ問題殊ニ各国軍備ノ限度等ニ至リテハ第二回會議ニ譲ラントスルニアルカ如ク察セラル(事務総長ハ各国カ現状維持ヲ約シ得ル迄ニ到達セハ既ニ大ナル成功ナリト言ヘリ)以上ハ皮相ノ觀察ニシテ會議開會後ハ全ク異リタル経路ヲ辿ル事ト成ルヤモ測リ難キモ概シテ軍事小委員会ノ調製セル報告ノ内容ニ入りテ是非ヲ決スル如キ事万々無カルヘシト察セラル就テハ上記ノ想像ニ基キ會議ノ当初ニ於テ何等帝國側ニ於テ聲明ヲ要セラルル事項アラハ折返シ御訓示ヲ請フ米ヘ転電シ英、独、仏、伊、白ヘ暗送セリ

3 昭和2年3月17日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会の基礎案として英仏双方から
条約案が提出された旨の軍縮部主任の内話に
ついて

4 昭和2年3月17日 在ソ連邦田中(都吉)大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ソ連の軍縮準備委員会参加問題に関するイズ
ヴェスチア紙の論評について

モスクワ 3月17日後発
本 省 3月18日後着

第一三五号

十七日「イズヴェスチヤ」ハ寿府ニ於テ対露問題討議ノ後ヲ受ケ緊張セル雰囲気ノ裡ニ軍縮會議準備委員会第二回會議開催セラレタル処一方ニ於テ絶エス軍備ヲ拡張シ他方外交ニ依リ戦争ノ原因ヲ作りツツアル資本主義諸国カ軍縮ヲ論議スルカ如キハ之偽善ノ甚シキモノニシテ會議ハ饒舌ニ終ルヘシト批評シタル後「ブリアン」「ストレーゼマン」「ザレツキー」ハ本年秋ノ軍縮會議ニハ「ソ」連邦ヲモ参加スル様説服スル考ナリトノ波蘭電報通信ヲ引用シ「ソ」連邦ハ第一回ノ軍縮準備委員会ニ招請ヲ受ケ同會議カ瑞西以外ノ土地ニ開催サルコトヲ条件トシテ参加ニ同意セリ然ルニ會議ノ主催者ハ「ソ」連邦ノ参加ヲ希望セス會議ヲ

ジュネーヴ 3月17日後発
本 省 3月18日前着

第二六号
往電第一九号ニ関シ

杉村公使ヨリ得タル情報左ノ通

軍縮部主任ノ内話ニ依レハ来ルヘキ軍縮準備委員会ノ基礎案トシテ「セシル」及「ボンクール」ヨリ各々条約案ノ提出アリ内容ハ絶対秘密ニテ同公使ニモ提示スルヲ得サルモ大体従来ノ英仏主張ヲ其ノ儘記載セルモノナリトノコトニテ今回ノ準備委員会ニ於テ両者ノ調停ヲナシ得サレハ連盟ノ軍縮ハ絶望ニ付目下頻ニ両者間ニ妥協ニ尽力シ居レリト云フ(同公使カ右会談ニ依リ得タル印象ニ依レハ妥協ノ要旨ハ海軍ニ関シテハ英国案ヲ又陸軍ニ関シテハ仏国案ヲ基礎トセントスルニアルカ如シト云フ)尚軍縮本會議ハ来年一月カ七月ナルヘク来ル六月三国会議ノ結果三国ノ批准アリ次第発効スヘキモ之ヲ本會議ノ条約中ニ一章トシテ挿入スルヲ要スヘシト云ヘリ(因ニ来年七月ノ期日ハ同年五月仏国ニ総選挙アル関係ナリト云フ)
米ヘ転電シ英、独、仏、伊、白ヘ暗送セリ

瑞西ニ招集セリ若シ現在「ソ」連邦政府ノ参加ヲ懲慝セントスルモノアラハ先ツ會議主催者ヲシテ従来ノ如キ「タク」ヲ中止セシメサルヘカラス又會議主催者ニシテ「ソ」連邦ノ参加ヲ真ニ必要トスルナラハ参加ノ障礙ヲ除去セサルヘカラストテ参加ニ付多少ノ色気ナキニ非サルヤノ口吻ヲ示シ只英政府閣員中ニハ議會演説中右會議地ノ移転ニ反対ナルコトヲ声明セルモノアルコトヲ指摘シ更ニ「ケー」ルニツシエ・ツァイトウング」等独逸新聞紙中「ソ」連邦ト國際連盟トヲ調停セシムヘキコトヲ論スルモノアルコトニ言及シ最近独逸ニ於テハ同国ハ其ノ政策ニ依リテ東方ト西方トノ「バランス」ヲ保ツヘキモノナリト論セラルルモ同国ハ果シテ「バランス」トナル考ナリヤ否ヤ独逸ハ「ロカルノ」ニ於テ「チェッコスロヴァキア」及波蘭カ援助ヲ必要トスル場合英仏ノ軍隊ニ其ノ領土ヲ通過スルノ權利ヲ認メタリト言フニ非サヤトテ「シューベルト」カ新聞記者ニ内話セリト伝ヘラルル報道ヲ引用ス又「フオツシツシエ・ツァイトウング」ノ外交記者ハ「東西ニ介在スル独逸」ト題シ英國ニシテ東方ニ対シ共同ノ措置ニ出テントセハ先ツ伯林ニ相談スルヨリモ巴里ニ相談スヘキナリ如何トナレ

ハ独逸ハ単ニ東西ヲ通スル橋ニシテ橄欖ノ枝ヲ手ニシテ通ルモ劍銃ヲ手ニシテ通ルモ自由ナリトノ主旨ヲ述ヘ居ルニ非スヤ之東方ト西方ノ「バランス」ヲ保ツトノ説ヲ覆スモノナリ吾人ハ独逸ニ対シ果シテ右ノ如キ考ナリヤ否ヤ兩國条約ノ精神及条文ニ基キテ明答ヲ要求スルノ權利アリトテ独逸ノ態度ヲ難スル所アリタリ

英、仏、独へ郵送ス

5 昭和2年3月18日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会に対する米國側態度について

ジュネーヴ 3月18日後発
本省 3月19日前着

第二七号

十七日軍縮準備委員会米國代表「ギブソン」ト会谈其内容左ノ通

(一)最近数ヶ月間婦米中海軍軍縮ノ可能性ニ付大統領ニ進言スル所アリ「グリユウ」氏病氣引籠リ中其代理トシテ國務卿ヲ補佐シ遂ニ五國海軍制限案トナリ更ニ三國案トナ

軍縮準備委員会の事業が日英米三國會議に障害を及ぼさないようにとの訓令

本省 3月19日後発

第一五号

貴電第一九号ニ関シ

日英米ノ三國軍縮會議ノ開催力決定シタル以上之ヲ不成功ニ終ラシムルカ如キハ世界ノ軍縮問題ノ解決ヲ逆転セシムルノ結果トモナリ累ヲ連盟ノ軍縮事業ニモ及ホス次第ナルニ付キ準備委員会ニ於テハ可成ク三國會議ノ事業ヲ容易ナラシムル途ヲ開キ之ニ障害ヲ及スカ如キ事態ヲ醸成セシメサル様致度キニ付キ貴官ハ右ノ含ヲ以テ適宜措置セラレ度ク尚ホ三國會議ニ影響ヲ及スヘキ具体的問題ニ付キテハ其ノ都度請訓アリ度シ右軍代表ヘモ申含メ置カレ度シ

7 昭和2年3月20日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

英國側より提案予定の条約案について

別電 昭和二年三月二〇日付在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より幣原外務大臣宛第二九号

リタルモノニシテ仏ノ不承諾ハ予想シ居タルモ伊ノ拒絶ハ些シク意外ニ感シタリ但シ「クーリツヂ」案ハ「リミタシオン」ニシテ「レデュクシオン」ニアラサル所以ヲ明ラカニシタルカ故ニ或ハ伊國ニ於テ考ヘ直スヤモ知レ

(二)「ヒューズ」カ三國會議ニ來ル事ハ米國內問題トシテモ有利ト思考シタルニ依リ自分著欧後自己ノ意見トシテ大統領ニ進言セリ但シ結果未詳

(三)去ル十四日武器民営委員會ニ出席ノ際仏國代表「ボンクール」ニ面会ノ処頗ル冷淡ナル態度ヲ示セリ

(四)二十一日ヨリノ軍縮準備委員會ニ関シテハ英仏代表カ条約案ヲ持參セルヲ知ルモ其内容ハ知ラス米國トシテハ既ニ海軍問題ニテ余リニ世界ノ注目ヲ惹キタルニ付本委員會ニテハ何等提案セサル積リナリ

米へ転電シ英、仏、独、伊、白へ暗送セリ

6 昭和2年3月19日 幣原外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛(電報)

右条約案要領

ジュネーヴ 3月20日後発
本省 3月21日前着

第二八号

來ル軍縮準備委員會ニ英國ヨリ提案ノ筈ナル条約案三月十九日夜「セシル」卿ヨリ極秘トシテ本官ニ送付シ來レリ要領別電第二九号ノ通右条約案ハ會議ノ当初提出スル由ナルモ夫レ迄機密取扱方御配慮請フ尚本条約案ニ對シテハ予テ御訓令ノ趣旨ヲ体シ折衝スヘキモ何等本官ニ於テ心得置クヘキ儀アラハ折返シ御回電請フ

英、仏、独、伊、米、白へ暗送セリ

(別電)

ジュネーヴ 3月20日後発
本省 3月21日後着

第二九号

第一章 一般規定

第一条 締約國ハ其ノ陸海空ノ軍縮力条約付録第一ノ第一、第二及第三表ニ掲クル数字ヲ超過セサルコトヲ約ス

(付録添付ナシ以下同シ)

第二条 (一)戦時(二)重大ナル軍行動ヲ必要トスル内乱又ハ特殊ノ情勢ニアル場合(三)連盟理事会ノ同意アル場合ニハ前条所定ノ数字ヲ超過スルコトヲ得

前項ニ依リ軍備ノ拡張ヲナシタル場合ニハ他ノ締約国ニ其ノ旨通知スヘシ右軍備ノ拡張ニ関シ他ノ締約国ニ異議アル時ハ第一項所定ノ事故去リタル後直ニ右拡張シタル軍備ヲ第一条ノ限度ニ縮減スヘキモノトス

第三条 本条約有効期間内締約国ハ毎年(日付未定)迄ニ付録第一ノ第四表ノ形式ニ依リ其ノ會計年度ニ於ケル陸海空軍予算ヲ連盟事務総長ニ通告スヘキモノトス

第四条 本条約有効期間内毎年(日付未定)迄ニ付録第一ノ第五表ノ形式ニ依リ前會計年度ニ於ケル支出額ヲ同様通告スヘキモノトス

第二章 陸軍軍備

第五条 本条約第一条ニ規定スル陸軍軍備ハ戦闘開始ヨリ某期間内ニ戦場ニ輸送シ得ラルヘキ軍隊人員数ヲ以テ制限ス

第六条 (一)各締約国陸軍力ニ属スル人員ノ総数ハ付録第一

第三表ニ示ス数字ヲ超過セサルモノトス

第五章 雜則

第十一条 締約国ハ本条約効力発生ノ上之カ実施ニ必要ナル措置ヲトルヘキモノトス

第十二条 締約国ハ本条約ノ規定カ締約国全部ノ利益ニ関スルモノト認メ以テ二締約国ノ一ニ於テ他ノ締約国力第一条所定ノ数字ヲ超ユル準備ヲ有シ又ハ其他本条約ニ違反スト認ムル場合ハ他ノ締約国ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得ヘシ

此ノ場合各締約国ハ事実ヲ明カニスル為メ第十三条ニ掲クル国及理事会国ノ適當ト認ムル措置ニ協力シ且平和維持ニ必要ナル一切ノ措置ニ協力スルコトヲ約ス

但シ締約国領土内ニ於ケル実施調査ハ右締約国ノ事前ノ同意ナキ限り行フコトヲ得サルモノトス

第十三条 本条約ハ批准ヲ要ス

本条約ハ独米英仏伊及日ノ批准寄託ヲ俟チ批准寄託国ノ間ニ効力ヲ発生ス

第十四条 本条約ハ効力発生後十年間存続ス但シ第二章及第四章ニ付テハ五年トス

ノ第一表ニ示ス数字ヲ超過セサルモノトス

(二)現役將校ノ数ト軍旗ノ下ニ在ル下士兵卒数トハ一ト一五ノ比率ヲ超過セサルモノトス

(三)長期志願下士ノ数ト軍旗ノ下ニ在ル兵卒数トハ一ト九六ノ比率ヲ超過セサルモノトス

第三章 海軍軍備

第七条 付録第一ノ第二表ニ掲ケタル艦種ニ関シテハ各艦種單位ノ最大噸數、各艦種毎ノ艦數及合計噸數並ニ搭載砲ノ最大口径ハ表記載ノ数字ヲ超過セサルモノトス魚雷發射管ノ最大口径ハ(数字未定)ヲ超過セサルモノトス

第八条 締約国ハ代換ニ関スル付録第二ノ規定ヲ受諾シ之ヲ実行スルモノトス

第九条 各締約国ハ海軍制限ニ関スル華府条約第一三條乃至第一八條ノ規定ヲ受諾ス

第四章 空軍軍備

第十条 (一)空軍軍備ノ制限ハ本条約加盟各国ノ領土内ニ在ル根拠地ニ配属セラレ且第一線戦闘部隊ニ勤務中ナル軍用型飛行機數ヲ以テ行フ

(二)各締約国ノ有スヘキ右範圍内ノ飛行機數ハ付録第一ノ

本条約失効期限ノ二年前ニ何レノ締約国ヨリモ廃棄ノ通告無キトキハ本条約ハ廢棄通告アリタル後二年間効力ヲ

存続ス右通告ハ本条約全部ニ互リ若ハ第二第三第四ノ各章ニ付別ニ之ヲ為スコトヲ得

右通告カ第十三条ニ列挙シタル締約国ニ依リ為サル場合ハ各締約国ハ右通告後一ヶ年内ニ召集セラレ通告ノ目的トナレル条項ヲ存続セシムルヤ否ヤヲ審議スヘキモノトス

此ノ場合右通告国ヲ除ク他ノ締約国間ニ協議纏ラサル場合ハ右条項ハ通告後二年ヲ経テ効力ヲ失フ協議纏リタル場合ニハ新条項協定迄右通告国ヲ除ク他ノ締約国間ニ効力ヲ存続スヘシ

通告カ第十三条列挙ノ条約国以外ノ国ニ依リ為サル場合ニハ条約ハ右通告国ト他ノ締約国ノ間ニ其ノ効力ヲ存続スヘシ

本条ノ通告ハ事務総長ニ対シ之ヲ為スヘク同総長ノ接受セル日ヲ以テ通告ノ日付トス

英、仏、独、伊、米、白へ暗送セリ

8 昭和2年3月21日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

第三回会議の開会と英国側条約案の提出につ いて

ジュネーヴ 3月21日後発
本 省 3月22日前着

第三〇号

準備委員会第三回本会議二十一日開会劈頭英国代表ヨリ往
電第二八号ノ条約案ヲ披露ス
委細後報

9 昭和2年3月23日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

仏国側の条約案要領について

ジュネーヴ 3月23日後発
本 省 3月24日後着

第三二号

仏国対案二十二日夜公表要領左ノ通

第一章 人員ノ制限

第一条 人員ノ制限ハ本国ト海外領土トノ陸海空軍本国ト

海外領土トノ軍事的組織団体ニ四大別シ平時其ノ各々ニ
勤務中ノ人員ヲ総括的ニ制限シ且陸海空軍ニ在リテハ之
ヲ各別的ニ制限ス各軍ハ更ニ將校下士兵卒ニ三分ス

第二条 (勤務中)及(軍事的組織団体)ノ解釈

第三条 動員ノ解釈

第四条 締約国ニシテ侵略ヲ受ケ動員処置ヲ執ルノ止ムナ
キニ至リタル場合ニハ該国ハ之ヲ連盟ニ通告スルコトニ
依リ戦争間本制限協定ノ義務ヲ負フ事ナシ

第五条 締約国ハ毎年未前掲第一条ノ区分ニ随ヒ軍隊ニ在
リテハ日割平均人員軍事的組織団体ニ在リテハ勤務中ノ
実員ヲ連盟ニ通告ス

第六条 (日割平均人員)及(勤務中ノ実員)ノ解釈

第二章 兵役年限ノ制限

第七条 陸海空軍ニ分チ現役年限並ニ各人ニ対シ現役日数
ト教育召集日数トノ総和ヲ以テ制限ス

第三章 空軍々備ノ制限

第八、第九条 空軍ノ制限ハ勤務中ニアル本国ト海外領土
トノ空軍並ニ本国ト海外領土トノ軍事的組織団体ニ四大

ス

第十五条 軍艦最大噸数ヲ(数字未定)トス

第十六条 備砲ノ最大口径ヲ(数字未定)トス

第十七条 艦艇損失ノ場合ヲ除ク外別表規定ノ艦齡ヲ超過
スルニ非サレハ代換スルコトヲ得ス

第十八条 第十七条規定ノ艦齡ヲ超過セル艦艇ノ噸数ハ実
際噸数ノ(数字未定)割ト計算ス

第十九条 第十五条乃至第十八条ノ各数字ハ軍縮本會議ニ
於テ決定スヘキモノトス

第五章 軍備ノ制限

第二十条 軍備ノ制限ハ本国ト海外領土トノ陸海空軍ニ二
分シ其ノ各ニ付各国ノ承認(agree)シタル年總額ヲ以テ
之ヲ行フ

第二十一条 戦用器材ノ製造購買維持費ハ本国及海外領土
毎ニ陸海空軍ニ三分シ其ノ各ニ対シ条約有効期間ニ亘ル
累計額ヲ以テ制限ス其年度使用額ハ右各累計額ヲ以テ制
限ス

其年度使用額ハ右各累計額ヲ条約有効年数ニ平均ニ配当
シタル額ヲ超過スルコトヲ得ス

前年度ノ繰越ハ次年度ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得
第二十二條 締約国ハ陸海空軍毎ニ前年度使用額及其ノ年
ノ予算額ヲ軍事費一覽様式ニ從ヒ連盟ニ通告ス
第六章 條約ノ修正特殊取扱等

第二十三條 寿府ニ常設軍縮委員会々場ヲ置ク

委員会ハ各締約国ノ提出スル情報其他ノ資料ヲ蒐集統一
シ各国ノ軍縮実施振殊ニ予算表ニ依リ機材ノ監視ヲ行フ
委員会ハ毎年報告ヲ提出ス

第二十四條 委員会ハ理事会国、米露及軍縮本會議ノ任命
スル各国ヲ以テ組織シ尚陸海空其他ノ専門家ヲ付屬ス

第二十五條 委員会ニ加ハラサル締約国ハ自国ニ関スル討
議ニ参加スルヲ得

第二十六條 締約国ハ其ノ安全カ特殊ノ情勢ニ依リ影響ヲ
受ケタリト認ムルトキハ委員会ニ協定制限ノ改訂ヲ求ム
ルヲ得委員会ハ右申告ヲ審査シ理事会ニ報告ヲ提出ス

第二十七條 委員会ハ三分ノ二ノ多数ヲ以テ審査ノ要アリ
ヤ又審査カ書面ニ依ルヤ実地調査ニ依ルヤヲ決定ス審査
委員会ハ締約国ノ提議ニ基キ予メ作成シタル名簿ヨリ委
員会之ヲ任命ス実地調査ニ付テハ其ノ開始ノ日ヲ関係国

ジュネーヴ 3月24日後発
本 省 3月25日後着

第三三號

往電第二八號及ヒ第三二號ニ関シ

英仏代表ヨリ提出ノ條約案ニ付テハ二十四日迄軍縮準備委
員会ニ於テ二回ノ一般討議ヲ行ヒタルニ過キサルモ委員會
ノ一般的空氣及ヒ二三主要国代表ノ態度等ヨリ觀察スルニ
過般米国政府ノナシタル三国会商提案ハ連盟軍縮事業ニ異
常ノ刺激ヲ与ヘ仏伊ハ勿論一般ニ連盟軍縮ノ成否ヲ以テ連
盟興廢ノ分岐点ナリトシ從來ノ諸會議ニ見サリシ緊張ト真
剣味ヲ示シ居リ勿論最後ノ協定ニ達スル迄ニハ幾多ノ波瀾
ヲ現出スヘキハ免レサルヘキモ兎モ角各国妥協的態度ヲ以
テ何等カノ具體的結果ヲ得ントスルノ決心ヲ有シ居ルハ疑
ヲ容レス將又英仏提案ハ其根本ノ主義ニ於テ多大ノ懸隔ア
ル両国代表何レモ右自国ノ提案ヲ固執スルモノニアラスト
テ互讓ノ意アルヲ仄メカシ米国亦連盟ノ軍縮事業ヲ妨クル
ノ非難ヲ免カレン為メカメテ穏和の態度ヲ執リツツアリ帝
国政府從來御訓令ノ趣旨ハ代表等今後モ微力ヲ尽シ其貫徹
ニ努ムヘキモ從來ノ軍縮大会議トハ形勢著シク変化シ來レ

二通知ス

第二十八條 理事会ハ規約第八条ニ依リ委員会ノ報告ニ基
キ制限修正ヲ許容スヘキヤ否ヤヲ決ス緊急ノ場合ハ直ニ
之ヲ決ス

第七章 雜則

第二十九條 本條約ハ締約国間既存ノ軍備制限條約ノ効力
ヲ変セス從テ同條約ハ右既存條約ノ範圍内ニシテ之カ參
加国ニ適用ナシ

第三十條 本條約ハ批准交換後(數字未定)年間効力ヲ有ス
仏、英、白、米、伊、独ヘ郵送

10 昭和2年3月24日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会における我が方の協力程度に
つき請訓

別 電 昭和二年三月二十四日付在ジュネーヴ佐藤連盟
事務局長より幣原外務大臣宛第三四號
軍縮準備委員会における英仏両提案に対する
我が方代表部の意見

(別 電)

ジュネーヴ 3月24日後発
本 省 3月25日後着

第三四號

一、陸軍ニ付テ

人員制限ニ関シ仏国カ陸海空ノ三軍總括制限ヲ抛棄スル
ニ於テハ陸軍ニ関スル限り大体仏案ヲ採ラントス但仏案
ノ人員制限ハ將校下士兵卒ニ三分シアル処差支ナキヤ
器材ノ制限案ハ目下ノ処有力ナラス

二、海軍ニ付テ

(イ)英仏案提出ノ際ニ於ケル両国代表ノ説明ニ依レハ両国
案ノ妥協成立シ艦種別噸数ト全噸数トノ両制限方式ヲ

混用スル場合ヲ予想セラルル処我國トシテハ日英米三
國ノ関スル限り艦種別主義ヲ維持シ右以外ノ國ニ関シ
テハ英仏間ノ談合及一般大勢ニ順応シ差支ナキヤ
(ロ)艦數及魚雷ノ制限ニ対シテハ極力反対スヘキハ勿論ナ
ルモ最後迄固執スヘキヤ

三、空軍ニ付テ

仏案ハ総馬力及人員ニ依ルモノナルヲ以テ艦隊所屬ノ航
空ヲ除外スルヲ条件トシテ之ニ賛成シ差支ナキヤ

四、陸軍ノ制限ハ人員ヲ主目的トスルコトナルヘク從テ
其ノ兵役年限制限モ相当重要視セラルルニ至ルヘク之ニ
関シテハ帝國特殊ノ事情ニ鑑ミ總体的制限ノ根本主義ニ
極力反対スル積ナルモ最後ノ譲歩点トシテ当分ノ内帝國
陸軍現在ノ服役年限以下ニ短縮シ得サルヲ条件トシテ之
ニ賛成シ差支ナキヤ

五、予算制限案ハ目下ノ所其ノ成功ヲ予想シ難キモ相当議
論ノ焦点トナルヘシ但軍備及予算ニ関スル情報ノ提供ニ
付テハ仏案ノ程度ノモノナレハ賛成差支ナキヤ

六、仏案ノ常設軍縮委員會ノ組織及権限余リ広大ニシテ必
要ノ場合特定国内ニ立入り実地調査ヲナス権能ヲ賦与ス

ル旨声明セリ右ニ就キ我方ニテモ来週早々拙電ニ関シ御訓
令相成ル様致シ度シ

英、仏、独、伊、米、白へ暗送セリ

12 昭和2年3月26日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

仏国案中の陸海空三軍人員制限に関する討議
状況について

ジュネーヴ 3月26日後発
本 省 3月27日後着

第三七号

二十六日軍縮準備委員會ニテ仏案陸海空三軍人員制限ニ関
スル主義上ノ討議アリ「セシル」卿先ツ海空兩軍ニ関シテ
ハ海空軍討議ノ機会迄人員制限問題ヲ延期スルノ要アリト
論シ本官又之ニ賛成シ結局仏国側ニテモ延期ヲ承諾スルニ
至レル処海空兩軍ノ人員制限説ハ三軍關連説ニ基キ仏國側
ノ主張可成リ強ク小國側ハ概シテ之ヲ必要トスルモノノ如
シ(軍事小委員會仏文報告一〇九及一二二頁参照)右ニ付本
官ハ「セシル」卿ニ海軍人員制限ニ関スル帝國ノ態度ヲ告

ル如キハ到底同意シ難キモ結局何等カノ形式ニ於テ常設
委員會ノ如キモノヲ設ケ一方ニハ米國ノ参加ヲ容易ナラ
シメ他方各國ヨリ提出スヘキ軍事年報及軍事予算ノ蒐集
研究ニ当ラシムルコトニ落着クヘキヤニ察セラレ我國ト
シテモ之位ノ所迄譲歩シテ差支ナキヤ

11 昭和2年3月25日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

英仏両案を一案に統合して討議を行なうとの

委員会決定につき請訓

ジュネーヴ 3月25日後発
本 省 3月26日前着

第三六号(至急)

往電第三三号ニ関シ

委員會二十五日午前ヲ以テ一般討議ヲ終リ議長副議長及英
仏代表ニ於テ兩提案ヲ coordinate シタル一案ヲ作成問題
ノ各点ニ就キ討議ヲ行フコトニ決定二十六日ヨリ人員制限
問題ノ審議ヲ始ムルコトニナレリ米國代表ハ英仏提案ヲ華
府ニ電報新ニ請訓セルニ付来週月曜ニハ訓令到達ノ見込ナ

ケ英國側ノ意向ヲ質シタル処同卿ハ英國モ之ヲ欲セサルハ
勿論ナルモ本件ニ関シテハ目下本國政府ニ請訓中ナリト答
ヘ其ノ語氣ヨリ察スルニ英國ハ討議進行ノ模様ニ依リ或ハ
譲歩スル考ヘナラスヤト想像セラルル米伊兩國ノ態度ハ目下
ノ処判明ナラサレト日本ハ從來ノ御訓令ノ趣旨ニ依リ出来
ル丈ケ反対ヲ試ムヘキモ或ハ英米モ之ニ同意スル場合日本
モ協調ノ意味ニ於テ之ニ同意スルヲ要スルニ至ルヤモ計リ
難シ會議進行ノ模様ハ隨時報スヘキモ其ノ場合ニ処スヘキ
我方ノ弁法ニ付予メ御考究請フ

英、仏、独、伊、白、米へ暗送セリ

13 昭和2年3月30日 幣原外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

我が方代表部意見に対する回訓

本 省 3月30日後発

第一九号(至急極秘)

貴電第三四号ニ関シ

第一、陸軍

(欄外記入)

一、陸軍軍縮ニ関シ我方態度ヲ明ニスルヲ必要トスルニ於テハ特ニ地方的条件ヲ考慮スルヲ要スル点ニ留意シ後日ノ為メ充分ナル余地ヲ存シ置ク様致度シ

二、(一)ニ関シ殖民地ノ軍隊ヲ制限ノ範圍内ニ入ルコトニ異存ナキモ若シ仏案カ本国ト殖民地ノ兵力ヲ各別ニ制限セムトスルモノナルニ於テハ我方現狀ヲ基礎トスル制限案ニ不同意ナルヲ以テ右両兵力ヲ総括制限スルニ止ムルヲ要シ具体的討議ニ際シテハ朝鮮ヲ本邦ト見做ス(尚海軍空軍ノ制限ニ付キテモ領土国情等ニ関スル特殊ノ事情ハ之ヲ認ムルモ其ノ比較及制限ニ当リ本国ト海外領土トヲ區別スルカ如キハ同意シ難シ)將校下士兵卒ノ三分ハ我方ノ不利ナルヲ以テ努メテ反対セラルヘク止ムヲ得スムハ我方ニ於テハ現在以上ニ幹部増加ノ必要アル点ニ留意セラレ三分案ノ方式ニ同意セラレ差支ナシ追而参考ノ為内密ノ含ミトシテ我方比率ヲ示セハ左ノ如シ

(イ)相当官ヲ除ケハ

將校ト准士官下士卒 一對 一四・三

准士官下士兵卒 一對 七・五

第三、

一、(三)空軍ニ付テハ貴見ノ通り差支ナシ

二、(五)予算及軍備ノ通報ハ従来通り議會ニ於テ発表スル程度ニ止メラレ度シ尚陸軍軍備通報ノ日割平均人員ノ計算ニハ現役人員ノミヲ基礎トスルモノトス

三、(六)貴見通り差支ナシ

(欄外記入)

陸海軍ト協議済

14

昭和2年4月1日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

仏国案における本国軍と海外領土軍との区分
制限方式に関する討議について

ジュネーヴ 4月1日後発
本 省 4月2日後着

第四五号

二十九日三十日ノ兩日ニ亘リ委員會ハ仏案第一条ノ本国ト海外領土トニ別チ制限スルノ方式ノ可否ニ付討議ス伊国代表ハ海外領土ノ内本国ニ近接スルモノハ其兵力ヲ本国ニ輸

(ロ)相当官ヲ含メハ

將校ト准士官下士卒 一對 一二・七

准士官下士兵卒 一對 六・八

三、(四)ニ関シ差支ナシ

第二、海軍

(二)ノ(イ)、差支ナシ但シ準備委員會ノ性質ト来ルヘキ三國會議トノ關係ヲ考慮シ日英米等国名ヲ特記スルヲ避ケ例ヘハ某噸数以上ヲ保有スル国等トシ表明スル様致度シ

(ロ)主義上艦数制限ヲ認ムル能ハサルモ将来ノ建艦率決定等ノ場合航空母艦ヲ除ク大型巡洋艦以上ノ大艦ニ関スル限り華府条約ニ於ケル主力艦建造率規定ノ如キ方法ニヨリ自然艦数制限トナルカ如キ案ナルニ於テハ同意セラレ差支ナシ

魚雷制限ニ関シテハ従来ノ訓令ニヨラレ度ク假令之カ制限規定ヲ設クルモ其ノ効果ヲ確保スルハ困難ナリト認ムルモ會議進捗ノ模様ニヨリ之ニ同意スルヲ有利トスルニ於テハ他國ノ提案カ我現有口径以下ナラサル場合同意セラレ差支ナシ

送スルコト容易ニシテ斯ル海外領土ヲ附近ニ控フル他ノ締約國ハ甚タシキ脅威ヲ感スルヲ以テ是等海外領土ノ兵力ハ本国兵力ト同一視シ本国兵力トシテ制限スルノ方式ヲ取ルヘク進テ一國ノ本国ニ駐屯スル兵力ノ總數(即チ本国軍及本国ニ駐屯スル海外領土軍ノ合計)ヲモ限定シ置クノ要アリト主張シ英代表ハ同國ノ関スル限り本国軍ト海外領土軍トヲ嚴格ニ區別シ得ス海外領土中本国ノ防備範圍ニ属スルモノアリ且海外領土ノ要求ニ応スル為メ本国軍ヲ増派スル必要ナキヲ保シ難ク仏国案ノ認ムルカ如キ嚴密ナル区分ニハ賛成セスト述ヘタル処仏国代表ハ本国ト海外領土トノ区分ハ畢竟制限ヲ明瞭ナラシメ且各國力軍縮本會議ニ於テ保有ヲ要求スヘキ兵力ヲ「ジャスチファイ」スル標準ヲ与ヘムトシタルニ基ク又伊国代表ノ主張スルカ如キ一國特殊ノ事情ハ本會議ニ於テ實際ノ兵力決定ノ場合ノ一指針タルニ過キスト反駁シ且兵力ノ制限ハ一國ノ兵力ノ總體ニ付之ヲ行ヒ特定ノ場合本国海外領土間ニ異動ヲ許スノ方法ヲ取ルヘシト主張シ長時間ニ亘リ討議ヲ重ネタルカ結局(一)一國ノ保有シ得ヘキ兵力ノ總體ヲ制限スルコト(二)一國ノ本国ニ駐屯スル兵力(即チ本国軍及本国ニ駐屯スル海外領土軍)ノ總

数ヲ制限スルコト(三)海外領土ノ兵力ハ制限セス必要ノ場合
一國ノ保有シ得ヘキ兵力ノ総数ヲ超ヘサル条件ノ下ニ本國
ヨリノ増徴ヲ許スコトノ三原則ヲ認メ英伊ノ希望ニ副フ事
トシ仏案ヲ其意味ニ改ムル事ニ折合ヒタリ以上ノ討議ハ貴
電第一九号御訓令接到前行ハレタルモノニシテ帝國ノ立場
ヨリスレハ日本ニ近接スル英國殖民地若ハ比律賓トノ關係
上本國軍ト海外領土軍トヲ各別ニ制限スルヲ利益トスヘキ
ヤ否ヤニ付出先ニ於テハ頗ル判斷ニ苦シミタルモ陸海軍代
表ト種々協議ノ結果討議ノ經過ニ注意シ何レノ場合ニ於テ
モ本邦自身ノ利益ヲ侵害スル事ナキニ留意シ居リタル次第
ノ処前記ノ如キ妥協案ハ貴電御訓令ノ趣旨ニモ反セサルモ
ノト認メ其儘第一読会案トシテ受諾スル事トセリ御含置ヲ
請フ

英、仏、米、白、独、伊へ暗送セリ

15 昭和2年4月2日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

第一読会を終了した陸軍軍縮案について

別電 昭和二年四月二日付在ジュネーヴ佐藤連盟事

務局長より幣原外務大臣宛第四七号
右陸軍軍縮案

付記 右別電仮訳

ジュネーヴ 4月2日後発
本省 4月3日前着

第四六号

委員会ハ四月一日午前ヲ以テ陸軍問題ノ第一読会ヲ終リ別
電第四七号条項ヲ採用目下空軍問題ヲ審議中ナル処右条項
ハ大体ニ於テ從來御訓令ノ趣旨ニ合致スル様認メラルモ
若シ第二読会ニ於テ我方ヨリ特ニ修正ヲ主張スヘキ廉有ラ
ハ折返シ御回電ヲ請フ

尚委員会ハ十四日午後ヲ以テ休会十九日再開月末迄討議ヲ
継続スル事ニ申合セ有リタリ

英、米、仏、伊、独、白へ暗送セリ

(別電)

第四七号

ジュネーヴ 4月2日後発
本省 4月3日後着

Article 1.

H.C.P. agree to limit number of men on service in
their armed forces or formations organized on a
military (blank) basis and who may for that reason be
immediately employed without having to be mobilised to
effectives entered in tables 1,2,3,5,6 and 7 defined in
Article 2.

Article 2.

Table 1. Maximum home (blank) forces.

Table 2. Maximum overseas (blank) forces stationed
in home country.

Table 3. Maximum of total (blank) forces stationed
in the home country

Table 4. Overseas (blank) forces.

Table 5. Maximum of total (blank) forces of the

H.C.P.

Table 6. Maximum of forces belonging to formations
organized on military basis stationed in
home country.

Table 7. Maximum of forces belonging to formations

organized on military basis stationed in
overseas territories annexed to present
treaty.

Article 3.

By formation organized on military basis, shall be
understood police forces of all kinds, gendarmerie,
customs officials, forest guards which, whatever their
legal purpose, can be used without mobilization by
reason of their staff of officers established training
armament or equipment as well as any organization
complying with above condition.

Article 4.

By mobilization within the meaning of present treaty
shall be understood all measures for purpose of
providing whole or part of various corps services and
units with personnel and material required to pass from
peace time footing to war time footing.

Article 5.

Definition of average daily effectives and of actual effectives.

Article 6.

Each of H.C.P. may, within limits fixed by tables defined in article 2 and should conditions affecting its security so require, modify distribution of said forces between its home territories and overseas territories. Any modification in this distribution shall be shown in annual statements of particulars preparation of which is provided for in article 7.

Article 7.

Each of H.C.P. shall prepare on model of tables (blank) annual statement of average daily effectives on service of actual effectives on service in units organized on military basis in respect of its armed (blank) forces and units organized on military basis.

Article 8.

In order to prevent number of officers, warrant officers and sergeants from exceeding legitimate

requirements of each army tables mentioned in article 2 shall indicate maximum number of officers, warrant officers and sergeants which each H.C.P. shall undertake not to exceed. Similarly for same reasons, said tables shall show maximum figure which each H.C.P. undertakes not to exceed in respect of other soldiers whose period of service is longer than longest period at present in force in conscript armies of H.C.P..

Article 9.

In each H.C.P. having conscription system total period of service which annual contingent is compelled to serve shall not exceed figure accepted by H.C.Ps. for each man total period of service shall be total number of days of active service and of days of service during his periods of service.

Eifutubehaku dokuiyuso Sato.

(付記)

軍縮準備委員会第一読会ヲ通過セル陸軍軍縮条約案(仮訳)

第一条

締約国ハ其ノ兵力若ハ軍隊の基礎ノ下ニ組織セラレ且右理由ニヨリ動員ノ要ナク直チニ使用シ得ル団体ニ勤務中ノ人員ヲ第二条所定ノ第一、第二、第三、第五、第六及第七表所定ノ員数ニ制限スルコトヲ約ス

第二条

第一表、本国軍最大員数
第二表、本国ニ駐屯スル海外領土軍ノ最大員数
第三表、本国ニアル兵力ノ最大員数
第四表、海外領土軍
第五表、締約国全兵力ノ最大員数
第六表、本国ニアル軍隊の組織ノ下ニ編成セラレタル団体所属人員ノ最大員数

第七表、本条約付属書記載ノ海外領土ニアル軍隊の基礎ノ下ニ編成セラレタル団体所属人員ノ最大員数

第三条

軍隊の基礎ノ下ニ組織セラレタル団体トハソノ法律上ノ目的の如何ヲ問ハス幹部、編成、教育、兵器又ハ装具ニヨリ動員ナク使用シ得ヘキ各種警察、憲兵、税関吏、森林監視者

及ヒ右ノ条件ニ該当スル総テノ団体ヲ謂フ

第四条(動員定義)

本条約ニ謂フ動員トハ各種軍団及單位ノ全部又ハ一部ニ平時編成ヨリ戦時編成ニ移ルニ必要ナル人員及機材ヲ支給スル為ニスル総テノ措置ヲ謂フ

第五条(平均日割人員、現役兵ノ定義)

平均日割人員及現役兵ノ定義

第六条

各締約国ハ第二条所定ノ表ニ定メラレタル制限内ニ於テ且其ノ安全ニ及ホス諸般ノ条件力之ヲ必要トスルトキハ本国及海外領土ノ間ニ前記兵力ノ配置ヲ変更スルコトヲ得右配置ノ変更ハ第七条所定ノ詳細年報ニ記載セラルヘシ

第七条

各締約国ハ其ノ兵力及軍隊の基礎ノ下ニ組織セラレタル單位ニ関シ別表ニ基キ勤務中実員及軍隊の組織ノ下ニ組織セラレタル單位ニ勤務中ノ人員ノ平均日割人員年報ヲ調製スヘシ

第八条(将校、准士官、下士ノ最大数)

将校、准士官、下士員数カ各軍ノ正当ナル必要以上ニ出ツ

ルヲ防止スルカ為メ第二条所載ノ表ハ各締約国力踰エサルヲ約スヘキ將校、准士官、下士ノ最大員数ヲ指示スヘシ同様ニ右理由ニヨリ前記諸表ハ各締約国力締約国ノ徴兵制度ニヨル軍隊ニ於テ現ニ実施セラレツアル最長ノ勤務年限ヨリ長キ勤務年限ノ他ノ兵卒ニ関シ各締約国力踰エサルヲ約スル最大数ヲ指示スルモノトス

第九条

徴兵制度ヲ有スル各締約国ニ於テ毎年度徴募兵ノナスヘキ総勤務期間ハ締約国ノ受諾セル数字ヲ超ユルヲ得ス各兵卒総勤務期間ハ現役日数及勤務期間中ノ勤務日数ノ総数トス

16

昭和2年4月5日

幣原外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

我が方代表部意見における空軍制限方式に關し回訓

第二五号(至急)

本省 4月5日後発

(欄外記入) 往電第十九号第三ノ一二関シ

軍用航空ノ制限ニ方リテハ民間航空機ト軍用航空機ト同一ノ標準ニヨリ其ノ軍事的価値ヲ評価スヘシトスル我方ノ見解ニ基キ我方航空ノ現状ヲ基礎トセサル限り何等カノ方法ニヨリ一括制限スル方有利トスル所ナルモ爾余諸問題トノ關係モアリ之カ主張ヲ不利ト認ムル場合ニハ右ノ趣旨篤ト考慮ノ上然ルヘク措置セラレタシ

(欄外記入)

陸海通三省協議済

17

昭和2年4月6日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

海軍人員制限案に対する我が方意向につきセシル英国代表よりの打診について

第五一号(至急)

ジュネーヴ 4月6日後発
本省 4月7日前着

六日「セシル」卿ノ招請ニ応シ往訪同卿ハ海軍問題ニ関シ妥協ニ達セムカ為海軍人員制限ヲ承諾セムトシ本国政府ノ

意見問合ハセタル処日米ノ右制限ニ対スル同意ヲ条件トシテ右ニ同意シ差支ナシトノ回訓ヲ得タル由ニテ日本側ノ意向ヲ問ヒタルニ付本官ハ如何ナル程度若シクハ方法ニ依リ制限スル意向ナリヤト尋ネタルニ毎年予算請求ノ際ニ於ケル人員ヲ基礎トシ之ニ必要ノ場合多少ノ変更ヲ加フル余地ヲ取ル程度ニテ制限ニ同意スヘシトノコトナリシニ付本官ハ此種ノ制限ナレハ日本政府モ之ニ同意スルコト困難ナラスト思考スルモノ一応政府ニ請訓ノ上何分ノ回答スヘキ旨答ヘ置ケリ右ニ対シ至急御電訓ヲ請フ

英、仏、米、白、独、伊へ暗送セリ

18

昭和2年4月6日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会における海軍人員制限に関する討議について

第五二号

ジュネーヴ 4月6日後発
本省 4月7日後着

準備委員会ハ四月七日ヨリ海軍軍備制限ノ審議ヲ開始シ同

日午前仏案ノ人員制限ヲ上程討議セル処英國委員ハ海軍軍備ノ制限ハ軍艦ノ制限ニ依リ其ノ目的ヲ達シ得ルノミナラス人員ノ制限ハ徒ラニ問題ヲ紛糾セシメ本會議ノ成功ニ支障ヲ来ス虞アルヲ以テ之ヲ受諾スル能ハサル旨ヲ縷々述ヘ本件ニ関シテハ目下請訓中ナルヲ以テ右以上意見ヲ述フルコト能ハスト声明シ本使モ御訓示ノ趣旨ニ基キ人員制限ノ必要ナル所以ヲ説明シ反対セルニ対シ仏國和蘭等交々人員制限ノ必要ヲ説キタリ而シテ其要旨トスル所ハ國ニ依リテハ海岸要塞ノ如キ海軍ニ属スルモノアリ又海軍部隊ノ陸上戦闘ニ参加スルコトアルヘキ大戦ノ実例ニ徴スルモ明カニシテ陸軍ノ人員制限ニ少ナカラサル關係ヲ有スルノミナラス海軍ニ於テ無制限ノ人員ヲ有スルニ於テハ開戦ト同時ニ仮装巡洋艦其他補助任務ニ従事スル船舶ヲ容易ニ充員シ得ルヲ以テ海上作戰ノ見地ヨリスルモ亦人員ノ制限ヲ必要トスルニアリ米國委員ハ海軍ノ人員ハ主トシテ艦隊ノ編成ニヨリ左右セラルルモノニシテ噸數ヲ基準トシテ簡單ニ決定シ難ク例ヘハ大艦ハ二十五噸ニ一人ヲ要シ駆逐艦ハ一〇噸潜水艦ハ十二噸ニ付一人ノ割合ナルヲ以テ条約ノ有効期間ニ亘リ一定不変ノ人員ヲ決定スルコト不可能ナリ若シ陸

軍ノ人員制限ニ関連シテ之ヲ必要トスルニ於テハ毎年海軍人員ヲ發表スルコトトシ海軍ノ所用人員ヲ超過セサルコトヲ明カニセハ可ナラスヤト述ヘ伊國委員ハ妥協案トシテ海軍人員ヲ獨立シテ制限スルコトナク陸海空軍ノ人員ヲ一括制限スルコトトシ人員ノ塩梅ハ各國ノ任意セイ(脱)コトヲ提議シ本官亦陸上勤務兵數カ他國ニ脅威ヲ与フル如キ場合ニハ脅威ヲ受クル国力之ニ対シ相当ノ對抗策ヲ講セサルヲ得サルハ当然ナルヘク其不安ヲ除去スル為陸上兵員數ヲ毎年公表スルコトトシテハ如何ト述ヘ何等決定ニ至ラス結局人員制限ハ英國委員ノ訓令接受ヲ待ツテ更ニ討議スルコトトシ先ツ延期スルコトニ意見一致セリ經過大要右ノ通ニシテ人員制限ニ反対ナルハ日英米三国ナル処米國委員ハ極メテ妥協的態度ヲ執リツツアリ英國委員モ多少讓歩ノ意思アルヤニ察セラル英米委員ニシテ讓ルニ於テハ日本モ海軍人員全部ノ公表位ノ程度ニ於テ妥協ノ必要アルヤニ予想セラル予メ御含ミ置ヲ得度シ

英、仏、米、白へ暗送セリ

ヲ選定スルコト必要ナルモ予メ之ヲ決定スルコト不可能ナルヲ理由トシテ全噸數制限ヲ主張セリ本官ハ此際帝國ノ態度ヲ明ニスル為仏案ニ関シテハ全噸數制限ニ依リ其按配ハ各國ノ自由ニ一任シアル処政治經濟及軍事の見地ヨリ其不都合ナル点ヲ指摘シテ同意シ得サル旨ヲ述ヘ猶英案中艦數制限ハ各國特殊ノ事情ニ適合セサルノミナラス斯クシテ艦型ヲ統一スルコトハ軍備制限上必須ノ事項ニアラサルヲ以テ受諾スルコト能ハサルコトヲ明ニセリ瑞典委員ハ一応全噸數制限ニ対スル賛成意見ヲ述ヘタル上大海軍國ハ艦種別其他ハ全噸數制限ニ依ルコトトシテ妥協点ニ達セムコトヲ希望シ仏國委員ハ仏國力華府條約ニ同意セルハ大戰直後ニ於ケル特殊ノ事情並艦種選定ニ関スル特典アリシニ依ルモノニシテ實ニ一大決心ヲ要セル次第ナリ

(2)

一方科学ノ日進月歩ニ伴ヒ艦型及性能ノ変化ヲ招来スヘキハ明カナル処ニシテ大海軍國ニアリテハ無頓着タリ得ヘキモ小海軍國ニアリテハ海軍計畫ノ修正ヲ要スルコト屢々ナリ全噸數制限ハ不安ノ原因ヲ伴フトノ非難アルモ海軍計畫ヲ發表シ又ハ之ヲ條約中ニ挿入シ之ヲ修正セントスル場合ニハ予メ監督機關ニ通告スルコトトセハ相当ニ満足ヲ与ヘ

19 昭和2年4月7日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

軍艦制限方式の審議状況について

ジュネーヴ 4月7日前發
本 省 4月8日前着

第五三号

軍縮準備委員會ハ四月五日ヨリ六日ニ亘リ軍艦ノ制限方式ヲ審議セル処英國委員ハ軍艦ノ制限ハ全噸數制限ノミニテハ常ニ不安ノ原因 *élément de surprise* ヲ伴ヒ軍備ノ安定ヲ得ス從テ軍備ノ競争ヲ阻止スルコト能ハサルヲ以テ艦種(主力艦、海防艦、巡洋艦、航空母艦、駆逐艦「嚮導艦ヲ含ム」、水雷艇「高速艇ヲ含ム」、潜水艦、通報艦、河用砲艦ニ区分)ヲ制限スルコトノ必要ヲ力説シ猶作戰ノ種類ニ依リ特ニ商船ノ破壊交通船ノ保護等ニアリテハ軍艦ノ大キサヨリモ艦數ヲ必要トシ艦數ハ海軍軍備制限上無視スルコト能ハサル要素ナルニ鑑ミ艦數ノ制限ヲ提議セル次第ナリト説明スル処アリ次テ塞爾比、羅馬尼、瑞典、和蘭委員等發言ヲ求メ長期ニ亘リ海軍計畫ヲ樹立スルコトノ困難ナルコト國家ノ安全ヲ期スル為ニハ四圍ノ狀況ニ適合スル艦艇

得ヘキコトヲ述ヘタリ米國側ハ軍備制限ノ目的ハ軍備競争ヲ阻止シ國際疑惑ヲ免除スルニアル処全噸數制限ハ一種ノ軍備競争ヲ誘致スル虞アリ之ヲ避クル為ニハ海軍軍備ヲ構成スル軍艦ノ性能ヲ考慮シ其ノ内容ヲ明カニセル艦種別制限ニ依ルヲ適當トス

尚只今仏國委員ノ為セル諸説ハ妥協点ニ対シ一道ノ光明ヲ与ヘタルモノト認メラル旨ヲ述ヘ英國委員ハ仏國委員カ書類ヲ以テ提案センコトヲ希望シ伊國委員ハ大体仏國委員ノ意見ニ同意シテ艦艇起工ト同時ニ大略華盛頓條約規定ノ要目ヲ通知スルコトトシテ折合ハムコトヲ提議シ一応審議セルモ日英米共ニ之ヲ以テ満足スヘキ性質ニ非サルヲ以テ殆ト問題トナラスシテ終レリ仏國委員ハ此ノ際其ノ立場ヲ明カニスル必要アリトテ説明シテ曰ク「曩ニ述ヘタル処ハ個人ノ意見ニシテ政府ノ訓令ニ依ルモノニ非ス然レ共之ニ依リ妥協成立ノ望ミアルニ於テハ請訓ノ上公式ニ提案スルコトニ努力スヘシ」事情右ノ如クナルヲ以テ本問題ノ討議ヲ延期スルコトトナレリ

英、仏、白、独、伊へ転電セリ

20 昭和2年4月7日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

海軍問題に関するセシル英国代表との会談について

別電

昭和二年四月七日付在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より幣原外務大臣宛第五号
軍艦制限方式に関する仏国妥協案について

ジュネーヴ 4月7日前発
本 省 4月8日前着

第五四号

往電第五一号所載「セシル」卿トノ会談ノ機会ニ於テ同卿ハ海軍問題ニ関シ日本側ヨリ英国案ニ有利ナル態度ヲ採リタルヲ以テ多トスル旨ノ挨拶アリタルヲ機トシ本官ハ仏案ノ海軍人員制限及全噸数制限ニ対シ日本カ反対ナルハ勿論ナルモ艦数制限ノ如キ区分ノ点ニ於テ日本ノ見解カ英国案ト一致セサルヲ遺憾トス(往電第五二号ノ討議中本官ハ仏案ニ反駁スルト共ニ英国案ノ艦数制限ニ対シ一応ノ反対ヲ声明シ置ケリ)而シテ本官カ英国案其ノモノニ賛成シ得サルハ単ニ主義上ノ意見ノ相違ニ基クニ非ス来ルヘキ三国会

国側ニ於テ或ハ多少ノ異議アルヤモ計リ難キモ貴電第一五号ノ御訓令ニモ副フコトニモアリ極力其ノ成立ニ協力セントス御含置ヲ請フ英国カ海軍人員制限ニ同意ノ件ハ往電第五一号ノ通りナル処空軍人員制限モ最後ニ譲歩スル積リナル旨内密ニ「セシル」卿ヨリ話シアリタリ
英、仏、米、白、独、伊へ暗送セリ

(別電)

第五五号

軍艦ノ制限方式ニ関シ仏国委員ヨリ提案セントスル妥協案ノ内容左ノ通

ジュネーヴ 4月7日後発
本 省 4月8日後着

(一) 各国ハ全噸数ヲ nature of ship ニ從テ配分ス (nature of ship トハ英国流ノ艦種別ヲ採用スルヲ欲セス大体主力艦巡洋艦駆逐艦潜航艇等ニ區別セントスル意向ノ如シ)
(二) 各国ハ右配分噸数ヲ自由ニ変更スルコトヲ得但シ右変更ハ決定次第連盟ニ通知スルコトヲ要ス
英、仏、米、白、独、伊へ暗送セリ

議ヲ考慮シテノコトニシテ今仮ニ英案通り本委員会ニ於テ採決セラルルトセハ艦数制限及ヒ艦種別噸数制限ノ主義ハ勿論艦種モ決定スル事トナルヘク(艦種ニ関シテハ五日英國代表ヨリ從來ノ英案其ノ儘ヲ提出セリ)斯クテハ未知数ナル三国会議ノ将来ヲ今ヨリ束縛スルコトナリ三國ノ為

不利益ナル結果ヲ生スルヲ慮ル故ナリト述ヘタル処同卿モ三国会議ヲ束縛スルニ反対ナルハ全然同感ナリ然ラハ三國ノ関スル限り華府条約ノ形式ニ依ル制限ヲ適用スル事トシ此ノ目的ノ為ニ概括的ナル主義上ノ制限条項ヲ設クルコトトスヘク(セシル)ノ言ハ華府条約ノ比率ヲ其ノ儘採用セントスル意思ニ非サルハ疑ノ余地ナク又右条項ノ起草ハ日本側ニテモ考案スル様依頼アリタリ(仏伊ニ対シテハ別電第五五号ノ如キ趣旨ノ「ボンクール」案ヲ適用シ(英国側ハ条約文噸数ノヘン(脱)ヲ一年前ニ予告スル約束ニテ満足セントシ仏国代表ニ今本國政府ニ照会中ナリト云ヘリ)其ノ余ノ諸國ニ対シテハ全噸数制限ヲ適用スル事トシタク右ニ対シ日本側ハ満足セラルヘキヤト問ヒタルニ付本官ハ現ニ本官ノ有スル訓令ノ範圍内ニ於テモ直ニ主義上ノ承諾ヲ表明スルヲ得ヘシト答ヘ引取りタリ以上ノ考案ニ対シテハ伊

21 昭和2年4月7日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

予算制限に関する討議とドイツ側提案について

ジュネーヴ 4月7日後発
本 省 4月8日後着

第五六号

六日午前海軍軍備ノ討議停頓ノ結果議事日程ヲ變更シ午後予算制限ノ討議ニ入ル劈頭独逸代表ハ陸軍ニ於ケル平時支給及貯蔵器材ノ制限ニ関シ

(一) 小銃

(二) 銃、輕機関銃

(三) 十五「サンチ」以下ノ火砲

(四) 十五「サンチ」以上ノ火砲

(五) 各種ノ白砲

(六) 戦車

(七) 装甲自動車

ノ最大限数並ニ前項各種兵器ニ対スル彈藥數ヲ条約中ニ規定スヘキ旨ノ提案ヲ為セリ本件ニ付予算制限ニ反対スル諸

国(英、米、独)ハ器材ノ直接制限ヲ又器材ノ直接制限ニ反対スル諸国(仏国伊国等)ハ予算制限ヲ主張スルニ至ルヘク而シテ予算制限及器材制限ノ双方ニ反対セントスルハ我国ノミナリ就テハ我国ノ兵器特ニ新兵器ノ数量ハ人員ニ比シ頗ル鮮ナキヲ以テ軍備制限會議ニ於テ欧米諸国ニ於ケル比率ヲ要求スルコトハ容易ナルヘシト思惟スルニ依リ予算案ニ反対シ独逸提案中ヨリ彈藥數及貯藏器材ヲ削除シ本使限ニ於テ之ニ賛成シ我カ政府ノ訓令ヲ待ツ事ニ声明スル筈ナリ至急御回訓ヲ請フ

英、仏、米、白、独、伊へ暗送セリ

22 昭和2年4月8日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

空軍問題第一読会における決定事項について

ジュネーヴ 4月8日後発
本 省 4月9日前着

第六〇号

委員会四月一日ヨリ四日迄空軍問題第一読会ヲ行ヒタルカ議論紛糾シ結局決定ヲ見タルハ空軍器材ノ制限ニ関シ飛行

24 昭和2年4月9日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

海軍人員制限問題に関する意見具申

ジュネーヴ 4月9日後発
本 省 4月10日前着

第六四号

貴電第二八号ニ関シ

「セシル」卿ニ内話セルニ同卿ハ大海軍国カ凡テ海軍人員制限ニ反対ストセハ會議ノ進行上大ナル支障ヲ来スヘキノミナラス一般輿論ニ好マシカラサル影響ヲ与フルノ虞アルカ故ニ切ニ日本政府ノ再考ヲ望ミタキ旨懇談アリ依テ米国側ノ態度ニ付質問セルニ米国ハ恰モ日本ト同一ノ状況ニアリテ最後ノ訓令ヲ求メントシ居レリトノコトナリ

曩ニ報告セシ如ク會議ハ公開ニシテ新聞記者列席ノ上成ルヘク海軍問題ヲ逐次討議シ分科会又ハ小委員会等ヲ設ケス各国代表者ハ會議ノ成功ヲ期スルタメ互讓ノ精神ヲ以テ自国ノ主張ニテモ重大ナル理由ニ乏シク若ハ利害ノ薄キ問題等ニ付テハ努メテ讓歩スルノ態度ニ出テツツアリ而シテ會議ヲ公開トセルハ万一會議不成功ノ場合其責任国ヲ明ニセ

機ニ付テハ総馬力及ヒ機數ニ依リ飛行船ニ付テハ総馬力機數及ヒ總容積ニ依リ之ヲ行フ旨ノ条項ノミトス他ハ殆ト英伊兩代表ノ留保ニ依リ決定ヲ延期ス尚民間航空問題ニ関シ白国代表ヨリ寿府ニ開催ノ民間航空専門委員会ノ報告第二部ニ列記スル四提議(連本公第一一八号付屬書参照)ヲ条文体ニ改メ委員會ニ提出多少ノ修正アリタルノミニテ可決

23 昭和2年4月9日 幣原外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

海軍人員の制限には不同意の旨回訓

本 省 4月9日後発

(欄外記入)
第二八号(至急)
貴電第五一号ニ関シ

海軍人員ノ制限ニハ同意スルヲ得ス但シ予算人員ノ公表ハ差支ナシ

(欄外記入)

海軍ト協議済

ントスルカ為ナリ議場ノ空氣右ノ通ニシテ英米共ニ人員ノ制限ヲ受諾スル場合依然主張ヲ固執スル時ハ我ニ不利ナル結果ヲ招クコト無キヤヲ保シ難シ人員制限力寧ロ主義上ノ問題ニ止リ若シ実行上大ナル支障ナキモノナル限り今一度御詮議相煩シタシ海軍問題ハ十一日ヨリ再討議ニ付セララルコトナリタルニ付至急御訓電ヲ待ツ

25 昭和2年4月9日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

軍艦制限に関する仏国新提案の内容について

ジュネーヴ 4月9日後発
本 省 4月10日前着

第六五号

軍艦ノ制限ニ関スル仏国ノ新提案ノ内容左ノ通り

(一)各締約国ノ同意セル海軍軍備ノ制限ハ付表ニ示ス通りトス

(二)付表第一欄ノ數字ハ各締約国カ其ノ国防上必要欠ク可カラサルモノト認ムル全噸數トス

(三)付表第二欄ノ數字ハ各締約国カ条約ノ主旨ニ於テ保有ス

ルヲ必要ト認ムル全噸数トス(即チ現有噸数及条約期間ノ建造噸数トノ合計トス)

(四)付表第三欄ハ第二欄全噸数ノ按配ヲ示ス右按配ハ軍艦ノ性能ニ依リ主力艦航空母艦一万噸以下ノ水上艦艇及潜水艦ニ区分スルモノトス

(五)各締約国ハ第二欄ニ示ス全噸数ノ範圍内ニ於テ国防上避ク可カラサル必要アル場合ニ限り第三欄ノ按配ヲ變更スルコトヲ得但シ右變更ハ起工前少クトモ一箇年前ニ連盟事務局長ニ通知スルモノトス

(六)付表ハ本国及海外領土海軍ニ大別シタル上前記三欄ニ区分セルモノナリ

(七)(添記)

各締約国ハ必要ニ応シ第三項ノ四種又ハ若干種ニ区分シ記入スルモノトス

26 昭和2年4月10日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

仏国新提案に関する日本代表部の見解について

ジュネーヴ 4月10日後発

付何等心得ヘキ次第アラハ至急御電訓ヲ請フ

(付記)往電第六五号ノ案ハ仏国政府ヨリ製艦委員会ニ提出アリタルモノナリ尚同電末尾ヲ左ノ通御訂正アリタシ
(添記)各国ノ全噸数内訳ハ第四項ニ挙クル四種ノ艦艇ニ付又ハ四種ノ内其ノ国ノ必要ト認ムルモノニ付之ヲ行フモノトス

27 昭和2年4月11日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

英国側の譲歩事項について

ジュネーヴ 4月11日後発
本省 4月12日前着

第六七号

四月十一日より海軍制限問題ノ討議ヲ再開ス開会当初英国代表ハ従来ノ會議ニ於テ留保セル左記各項ニ付英国政府ノ譲歩ヲ陳述セリ

一、陸軍ニ付

既教育予備兵ハ重大ナル問題ナル処關係諸国多数ノ反対アルニ鑑ミ強テ其制限ヲ主張セス

第六六号(至急)

往電第六五号仏国提案ニ関シ従来ノ御訓令ノ主旨ニ基キ当方ニ於テ研究セル所ニ依レハ

一、付表ノ第一欄及第二欄ヲ合セ条約期間各国ノ持チ得ル最大全噸数ニ改ムルノ要アリ

二、本国殖民地ノ区分ヲナササルコトスルヲ要ス

三、各国ハ内訳變更ノ自由ヲ有スル規定ナルモ五国ノ關スル限り主力艦航空母艦ヲ増加スルヲ得サルハ勿論ニシテ尚日英米三国ハ水上補助艦潜水艇ノ増加ノ自由ヲ捨テ以テ三国会議ノ障礙トナラサル如クナシ置クノ要アルヲ認ム

大体仏案ハ日本ノ主張ニ余程近付キ仏国側ニテモ右妥協案ニ達スル迄ニハ可成リノ努力ヲナシタルモノト認メラレ從テ日本モ之ニ対シ之以上ノ反対ヲ為スハ最早穩当ナラサルヘク又右ノ方針ニテ討議ヲ進ムルモ三国会議ノ障礙トナラサルヘシト思考ス目下ノ状況ニ顧ミ問題紛糾スル時ハ我方ハ寧ロ中間ニアリテ調停的態度ヲ保持スルヲ目下ノ状況ニ適応スルモノト認メラル就テハ右本邦側ノ採ルヘキ態度ニ

二、海軍ニ付

人員制限ニ付テハ將校下士卒ヲ區別セス總括的ニ制限スルコトニ同意ス但茲ニ列席スル他国代表ノ同意スルコトヲ条件トス

三、空軍ニ付

(イ)人員制限ハ將校下士卒ニ區別セス總括的ニ制限スルコトニ同意ス(ロ)航空諸学校ヲ制限ノ範圍内ニ入ルコトニ異存ナシ(ハ)軍艦搭載ノ飛行機ヲ制限スルコトニ異存ナシ但来ルヘキ三国会議ヲ拘束セサルコトヲ条件トス

28 昭和2年4月11日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

空軍問題に関する討議事項の追加について

ジュネーヴ 4月11日後発
本省 4月12日前着

第六八号

空軍問題ニ関スル件追加

(一)空軍人員ノ制限ハ英国ノ同意ニ依リ全員一致之ヲ認ムルコトナレリ

(二) 器材ニ関シテハ仏国ノ総馬力案ト英国ノ機数案トヲ併用スル案委員会ノ大部ヲ占ム但シ機数ハ総馬力ニ比例セシムルコトナク各国ノ定メタル数ヲ超過セシメサルノ意味ヲ明瞭ナラシメタルニ依リ本使ハ第二読会ニ至リ機数制限ニ対シ討議ノ余地ヲ存シ同意シ置ケリ此ノ点ニ関シ至急御指示ヲ請フ英国代表ハ総馬力案ニ対シ保留ヲ為シ政府ノ訓令ヲ待チツツアリ

(三) 器材制限ノ範圍ハ英国ノ同意ニ依リ平時部隊ノ定数及其隊ノ自由使用ニ属スル予備機ニ止メントスル意見ニ一致スルコトナレリ

(四) 艦隊所屬航空ニ関シ日英米ハ之ヲ一般航空ヨリ除外シ海軍軍備ノ制限問題ニ於テ之ヲ討議センコトヲ主張シ全会一致ヲ見ルニ至ラスシテ第二読会ニ譲ルコトナリタル処英国ハ往電第六七号ノ如ク譲歩セリ此ノ点ニ関シ御指示ヲ請フ

(五) 民間航空ニ関シ本使ハ仏国提案第十一条ノ趣旨ヲ支持シ米國ハ之ニ反対シタル処「第十一条ハ軍備制限常置委員会ト関連スルヲ以テ之ヲ解決シタル後ニ譲ルヘシ」トノ「セシル」卿ノ提案ニ依リ後日更ニ討議セラルルコトト

点ニ関スル主張尤モナレハ之等小國ノ関スル限り全噸数主義ヲ認ムルモ可ナリト述フ伊國代表ハ仏案ノ本國ト殖民地トヲ分チ制限スル主義ニハ絶対賛成シ得サルコト伊ハ他ノ歐洲大陸諸國ノ何レヨリモ少キ噸数ヲ承諾シ得サルコト仏案ノ認ムル一年ノ予告期間ハ之ヲ六ヶ月ト改ムルニ於テハ異議ナシト主張ス仏代表ハ全噸数主義ハ連盟ノ精神ニ合致シ且歐洲諸國ノ特殊ノ地位ニ適合スルモノト認メ今回ノ仏案ハ同國トシテ最後ノ譲歩点ヲ示スモノナルコト艦種別主義ハ陸軍空軍ニ認メサリシ細目ノ区分ヲナサントスルモノニシテ承服シ得サルノミナラスル区分ヲ条約ニ規定スルハ仏國議會ノ造船計画審議權ヲ抑制スルノ結果ヲ来シ政府ノ敢テシ得サル所ナリト論ス本使ハ仏新提案ニ付未タ政府ノ訓令到達セサルヲ以テ最後ノ意見開陳ヲ留保ス

(2) 只仏案ノ示セル協調の態度ニ全幅ノ敬意ヲ表スト前提シ日本ハ華府海軍協定ヲ誠意実行シ来リ其ノ効果ヲ実験セルカ故ニ三國會議ニ対シテモ直ニ之ヲ快諾シ率先シテ全權ヲ任命セル所以ニシテ同會議カ連盟軍縮事業ノ主義ト全然符合スト認メ此ノ主旨ニテ米大統領ノ招請ニ応シタルコトヲ述ヘ仏案ノ認ムル艦種別区分ニ対スル自由變更ノ件ハ主トシ

ナレリ本使ハ仏案ヲ支持スル積リナリ
英、米、仏、伊、独、白へ暗送セリ

29 昭和2年4月12日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

海軍問題に関する仏国新提案の討議について

ジュネーヴ 4月12日前発
本省 4月12日後着

第六九号

(1) 十一日海軍問題討議開催劈頭英国代表往電第六七号ノ譲歩ヲ声明シタル後長時間ニ亘リ仏新提案ヲ論駁シ之ニ同意シ得サル理由ヲ述ヘタルカ要スルニ仏案ハ結局全噸数主義ト同様ニシテ海軍問題ニ関シ英国ノ懸念シタル安全ヲ確保シ得サルノミナラス造艦競争ノ弊ヲ防キ得サルコト同案ハ華府条約ノ規定ニ抵触シ且近ク開カルヘキ三國會議ニ障碍ヲ与フル虞アルコト從テ仏案ノ認ムルカ如キ制限ノ主義ニハ絶対ニ賛成シ得サルコト仏案ノ如ク一年ノ予告ヲ以テ噸数割當ヲ變更シ得トセハ各國ハ常ニ他國ノ造艦計画ヲ懸念スヘク軍縮會議ノ目的ニ副ハサルコトナリ歐洲小國ノ此ノ

テ歐洲ニ関スル問題ナレハ日本トシテ之ニ対シ意見ノ表明ヲ差控フヘキモ仏案中(一)本國ト殖民地トノ区分ヲ廃スルコト(二)付表第一欄ト第二欄トヲ合セ条約期間各國ノ所有シ得ル最大全噸数トスルコト(三)艦種別ヲ一年ノ予告ヲ以テ變更シ得トノ規定ハ特定國間ニ締結シ又ハ締結セラルヘキ他ノ条約ニ依リ右特定國間ニ適用セサル旨規定スルヲ妨ケサルコトニ修正シ度ク且右ノ中三ノ修正ハ三國會議ニ於テ艦種別噸数制限ヲナシ且各艦種間ニ制限噸数ノ融通ヲナシ得サル主旨ノ協定ヲナスヲ妨害セサル主旨ナル旨説明シ其ノ主旨ノ修正案ヲ會議ニ提出シ米國代表ハ同國カ今回三國間ノ軍縮會議ヲ提唱セル目的ニ付同國大統領ノ教書ヲ引用説明ヲ加ヘ仏國新提案ハ慎重研究ヲ要シ本國政府ノ訓令ヲ請フ必要アルニ付目下ノ所何等之ニ対シ意見ヲ述フルヲ得スト述ヘ本件ニ関スル一切ノ決定ヲ後日ニ譲ランコトヲ主張ス尚仏新提案ニハ小國側ノ賛成アリタルモ英米兩國側即決ヲ肯セス伊國代表モ其ノ主張ヲ翻サリシニ付遂ニ一切ノ決定ヲ第二読会迄延期スルコトニ決セリ

英、仏、米ニ転電シ、独、伊、白ニ郵送ス

30 昭和2年4月12日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

仏国新提案の討議および佐藤代表の調停的声明について

ジュネーヴ 4月12日前発
本 省 4月12日後着

第七〇号

往電第六九号海軍問題仏国新提案討議ニ際シ「セシル」卿先ツ強硬ニ反対シ伊国代表之ニ次キ會議ノ空氣動モスレハ陰惡ナラントシ會議ノ前途氣遣ハルルニ至リ本邦側トシテハ往電第六六号具申ノ調停的態度ニ出ツヘキ時機到来セルモノト認メ「セシル」カ華府条約及来ルヘキ三国会議ニ言及シタルヲ機トシ(本委員会ニ於テ三国会議カ問題トナリタルハ今回ヲ初メトシ夫レ迄ハ三国代表トモ仏伊ノ感情ヲ氣遣ヒ甚タシク遠慮シ来レル傾向有リ)本官ハ一方華府条約ノ効果ヲ賞揚シ其ノ延長ト見做サルヘキ三国会議ニ対シ日本カ欣然参加ヲ受諾セル理由ヲ明ニスルト共ニ本委員会ノ決議ニ依リ三国会議ノ将来ヲ束縛シ得サル所以ヲ説キ他方仏案ノ殊ノ外妥協的精神ヲ發揮シ居レルヲ認識シ之ニ必

要ノ修正ヲ加ヘテ討議ノ基礎ト為スノ利益ナルヲ信スル旨

切述シタルモノニシテ本官ノ声明ハ概シテ一般ニ良好ナル印象ヲ与ヘタルト信セラレ「ボンクール」ノ如キハ議場外ニ本官ノ退出ヲ待チ受ケ強ク握手シ仏国側ノ努力ヲ認識セル本官ノ言辞ニ対シ厚ク謝意ヲ表セル程ナリ

軍縮問題ニ関シテハ我代表部ハ英仏伊ニ伍シ其ノ言動可ナリ重要視セラレ居ル現状ニ有リ今次ノ仏新案討議ニ際シテモ我方トシテ何等カノ意見ヲ表明セサルヲ得サル立場ニアリシ關係上往電第六六号ニ対スル御回訓未タ接到ニ至ラサルニ拘ハラス前記ノ声明ヲ為シタル次第ニテ海軍代表共熱議ノ結果右ハ従来与ヘラレタル御訓令ノ趣意ニ反セサルモノト確信シタル次第ナリ右事情篤ト御考察ノ上上記ノ次第御追認ヲ請フ

英、仏、米へ転電シ伊、白、独へ暗送セリ

31 昭和2年4月12日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

人員制限、空軍制限および兵役の年限制限に
関し報告

ジュネーヴ 4月12日後発
本 省 4月13日前着

第七一号

往電第四六号ニ関シ

(一)人員制限ニ関シテハ結局仏ニ落着クコトト予想セラルル処予後備兵問題カ特ニ重大視セラレアル關係上予後備兵ノ召集教育ヲ含ム代リ平均人員ヲ以テスル制限案及情報ノ提供ヲ予後備兵召集ニ及ホスコトハ承認ノ已ム無キニ至ルヘシト思ハル此ノ点ニ関シ御回訓ヲ請フ

(二)陸軍軍備ノ領土的区分ニ関シテハ往電第四五号ノ如クナル処空軍ノ制限モ此ノ点ニ関シ陸軍ト全然同一ノクシヨヲ取ルコトニ一致セリ(伊国ノミ反対)本使ハ之ニ同意スルモ空軍ノ配置変更ヲ拘束セラルルコトナシト思惟ス何分ノ御指示ヲ請フ

(三)兵役ノ年限制限ハ委員会大部分ノ認ムル処ナリシモ独リ本使ハ該年限ノ決定ハ之ヲ各国ノ自由ニ委スヘキ性質ノモノナルヲ力説シ兵役年限ハ各国ノ「定メ」(fixe)タル年限ヲ超過セサルヲ得ストノ修正案ヲ提議シタリ然ルニ「セシル」卿ハ締結(複数)ノ「承認」(accepte)シタル

年限ヲ超過セストノ妥協案ヲ提議シタルニ依リ此ノ種國際條約ニハ已ムヲ得サル「レダクシヨン」ト思考シ一応之ニ賛成シ置キタリ何分ノ御回示ヲ請フ尤モ同文ノ意味ハ各国自ラ年限ヲ定ムルニアルコト勿論ナリトノ趣旨ニ委員会ニ於テ諒解シアリ

英、米、仏、伊、独、白へ暗送セリ

32 昭和2年4月12日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

海軍人員および軍艦制限問題に関する討議報告

ジュネーヴ 4月12日後発
本 省 4月13日前着

第七三号

準備委員会ハ四月十二日海軍人員制限ヲ審議シ英米日伊共ニ本国及ヒ海外領土ニ区分スルコトニ反対セル為仏ハ此ノ点ヲ讓歩シ英ハ往電第六七号ノ通り將校下士卒ニ區別セス總括的ニ制限スルコトニ同意ス米ハ軍艦ノ制限ニ於テ満足ナル妥協成立スルニ於テハ強ヒテ人員制限ニ反対セサルヘ

キコトヲ述ヘ本使ハ目下ノ処人員制限ヲ承認シ得サルコトヲ明カニシ但シ討議ノ模様ヲ具シテ更ニ第二読会ニ於テ確定的見解ヲ述フヘシト言ヘル処ハ陸軍ニ於テ將校下士卒ニ區別シテ制限スルニ拘ラス海軍ノミ右区分ヲナサルハ公平ナラス海軍人員ニ対スル決定如何ニ依リ陸軍モ同様ニ取扱フヘシト応酬シ伊国ハ全然仏ノ原案ニ同意シ其他ノ小国側モ一斉総括制限ニ賛意ヲ表セルモ第一読会ニテハ決定ニ至ラス

尚軍艦ノ制限方式ニ関シ妥協成立セス現状ノ儘第二読会ニ於テ再審議スルコトナリタル為軍艦最大噸数及ヒ大砲魚雷ノ口径制限ニ付テハ深入リセス第二読会ニ廻スコトナレリ右討議中英代表ハ再三魚雷口径制限ノ必要ヲ力説シ日仏ハ直ニ討議スルコトニ反対ス殊ニ仏ハ小海軍国ニトリ国防の見地ヨリ制限ニ同意スルヲ得ストテ強硬ニ反対ス米代表ハ沈黙セルモ其ノ海軍委員ノ内示セル草稿ニ依レハ各艦種毎ニ口径ヲ制限シタキ意向ナリシカ如シ三国会議ノ御參考迄申添フ

英、仏、米、白、独、伊へ転電セリ

四仏国提案第十一条第一項即チ空軍ノ制限ハ民間航空ノ発達ヲ考慮ニ入レテ行フノ原則(米独ハ保留ス)並ニ民間航空ノ情報提供ニ関スル羅國ノ修正案ヲ可決シ第十一条第二項ノ討議ハ後廻シトナレリ

英、米、仏、独、伊、白ニ郵送

34 昭和2年4月16日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

軍事監督狀況の審議報告

ジュネーヴ 4月16日後発
本 省 4月17日前着

第七四号

十三日軍事監督狀況ヲ審議ス劈頭米國代表者ハ米國力連盟國ニアラサルニ付連盟付随ノ機関ノ下ニ立ツコトヲ得ス監督ハ徒ニ条約國間ニ猜疑ヲ起シ弊害アリ条約履行ハ条約國ノ誠意ニ拠ラサレハ確保シ得ス唯タ連盟國タル条約國力規約上ニ一ノ國際機關ヲ設ケ条約履行ヲ監督スルニハ敢テ異存ナシト述ヘ仏國代表ハ米力國際機關ニ加入シ得サルヲ遺憾トスルモ止ムナキモ米ノ反対ニヨリ条約ノ骨子トモ言フ

33 昭和2年4月13日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

空軍問題のうち可決された事項について

ジュネーヴ 4月13日後発
本 省 4月14日前着

第七五号

空軍問題ハ多数ノ点ニ於テ意見ノ一致ヲ見ルニ至ラスシテ後廻シトナリタル処十二、十三日ノ討議ニ於テ大要左ノ如ク可決セリ

- (一)人員器材ハ領土的ニ區別スルコトナク平時空軍及軍隊の組織団体ニ分チ其各々総括的ニ制限シ人員ハ階級区分ヲ為サス
- (二)器材ノ制限ハ総馬力及総機数ノ配合ヲ以テ行ヒ其他ニハ平時部隊ノ定数ニ止メ其ノ隊ノ自由使用ニ属スル予備機ヲ含マシメサルコトニ決ス本使ハ機数制限及艦隊航空ヲ一般空軍ニ合シテ行フ制限ニ対シ第二読会迄保留シ置ケリ
- (三)人員器材ノ情報提供ハ領土的区分ニ從ヒ尚人員ニ関シテハ階級別ニ之ヲ行フ

ヘキ監督制度ヲ棄ツルヲ得ス規約第八条ニヨリ連盟國ノ間ニ一ノ機關ヲ設クルノ方法ヲ執ルヘシト論ス英代表ハ軍縮実行ニ誠意ヲ要スルコトニハ賛成ナルモ唯タ嫌疑ヲ受ケル國アレハ何ントカシテ悪名ヲ雪クノ方法ヲ開ク要アリ又英案ハ実施調査ノコトヲ規定スルモ此ハ規約第十一条ヨリ生スル当然ノ結論ナリ米加入セスハ連盟國ノミニテ此制度ヲ設クヘシト論ス然ルニ伊代表ハ監督ニ付テハ既ニ一九二〇年常設軍事委員會ニ於テ各國ノ主權ニ抵触ストノ理由ニヨリ之カ実行不能ヲ認メタル所ニシテ政治的見地ヨリスルモ監督ハ実益ナキノミナラス危険ノ結果ヲ生ス伊ハ如何ナル監督制度ニモ賛同スルヲ得スト断言ス本代表ハ軍縮実行ニ誠意ヲ要ストノ主張ハ日本ノ從來常ニ主張シ来レル所ニシテ此点ニテ監督制度ニ反対シ来レリ然レトモ情報ノ提供統一ノ程度ナラハ敢テ反対セス暫ク討議ノ模様ヲ觀察シ第二読会ニテ政府ノ意見ヲ開陳スルノ機会アルヘシト述ヘ置キタリ茲ニ於テ仏代表ハ既ニ米伊其他ノ反対アル以上討議継続ノ要ナキモ唯タ仏國ハ連盟國力(一)規約第八条ニ拠ル情報交換(二)情報統一機關ノ設置(三)右機關ノ補足の情報ヲ求ムルコト(四)条約所定ノ兵力増加ヲ求ムル國アル場合ニ調査ノ權

利アルコトノ四点ニ付異議アルヤ否ヤヲ知りタク此点ニ関シ肯定的ノ回答ヲ与ヘ居ラサル国アリトセハ仏国ハ最早軍縮事業ニ協力スルコトヲ得スト断言シ議事渋滞ス伊代表ハ本件ニ関シ委員会内ニ重大ナル意見ノ相違アル以上外面ヲ糊塗スルコト絶対ニ不可ニシテ協定ニ達セサル所以ヲ明瞭ニ輿論ニ訴フルコトヲ要スト反駁ス十四日白代表ヨリノ調停の提議アリ先ツ比較的問題ナキ(一)条約適用除外例(二)情報ノ提供(三)条約ノ批准ノ三点ニ付討議ヲ行ヒ後所謂監督ニ関スル条項ニ移ルノ手続ヲ執ルコトニ決定委員会一先ツ休会セリ

35 昭和2年4月19日 幣原外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

海軍人員制限に関する回訓

本省 4月19日後発

第三四号

貴電第六四号ニ関シ

海軍人員制限ハ主義上ノ問題タルノミナラス実行上ノ不利

37 昭和2年4月20日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中(義一)外務大臣宛(電報)

海軍人員制限問題に関する声明案につき異議の有無回電方要請

ジュネーヴ 4月20日後発
本省 4月21日前着

第八一号

貴電第三四号ニ関シ

海軍代表ト熟議ノ結果適當ノ機ニ於テ委員会ノ席上本官ヨリ左ノ声明ヲナスコトト致度ク御異議ノ有無至急御返電ヲ請フ之位ノ声明ナレハ我方ニ重大ナル不便ヲ来スヘシトモ思ハレス他方一般輿論ニ与フル好感大ナリト思考ス

(一)海軍人員ノ制限ハ主義トシテ賛成シ難ク且実施ニ当リ幾多ノ不便ヲ伴フヲ免レサルハ日本代表ノ屢々声明シタル処ニシテ日本政府ハ依然此主義ヲ維持ス

(二)然ルニ委員会ニ於テ海軍人員ヲ制限セスハ国ニ依リテハ陸軍人員ノ制限ニ大ナル欠陥ヲ生スルノ虞アリトナスモノアリ

(三)日本代表ハ此欠陥力延イテ陸軍制限ヲ有名無実ナラシム

ヲ伴フヲ以テ同意シ難キモ陸軍ニ於ケル人員制限トノ關係モアリ實質上海軍人員制限トナラサルカ如キ何等カノ方法アルニ於テハ之ニ同意セラレ差支ナシ

36 昭和2年4月20日 幣原外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

空軍制限方式に関する回訓

本省 4月20日後発

第三六号

貴電第六八号ニ関シ

(一)ニ関シテハ帝国ノ現状ヲ基礎トセサルヲ条件トシ総馬力及機数ヲ配合スル制限ニ同意セラレ差支ナシ

(四)ニ関シテハ會議ノ大勢上我方從來ノ態度ヲ固執スルヲ不利ト認メラルルニ於テハ貴電第六七号三(ハ)ニ依ルコトト致度シ

(欄外記入)

陸海軍ヘ写送付済

ル場合アルヲ考慮シ左ノ条件ヲ付シテ海軍人員ヲ制限スルコトニ同意スヘシ

(イ)海軍人員ノ制限ハ士官下士官兵卒ヲ一括シ其ノ最大数ヲ決定スルモノタルヘシ

(ロ)海軍人員ノ制限ハ艦艇ノ制限ニ密接ノ關係アリト雖兩者ノ間ニ何等ノ比例ヲ構成スルモノニ非ス且人員ノ制限ハ海軍ニ属スル陸上官庁教育機関等必要ナル職員ノ充実ヲ害シ又ハ条約ノ規定ニ依リ各国ノ保有スル艦艇ノ全能ヲ發揮スルヲ妨クル如キモノタルヘカラス

英、仏、米、伊、独、白ヘ暗送セリ

38 昭和2年4月21日 田中外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

陸軍制限案に関する回訓

本省 4月21日前発

(欄外記入) 第三七号

貴電第四六号ニ関シ

一、陸軍制限案第二読会ニ於テハ往電第一九号第一ノ一

趣旨ヲ適當ノ機會アラハ明ニシ置カレ度シ
二、我軍ノ組織ハ英仏等トハ異リ本国軍ト海外領土軍トノ
的確ナル區別ナキヲ以テ第二条ヲ正確ニ適用シ難キ事情
アルヲ明ニシタル上同意セラレ差支ナシ

(欄外記入)

陸海ト協議済

陸海へ写送付済

~~~~~

39 昭和2年4月21日

田中外務大臣より  
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛  
(電報)

人員制限等に関する回訓

本省 4月21日後発

第三十八号

貴電第七一号ニ関シ

(一)ニ関シ尚一応予後備兵ヲ含マサルコトヲ主張セラレ度シ

(二)ニ関シ貴電第七五号(一)ニ賛成セラレ度シ

(三)ニ関シ往電第一九号ノ通り

(欄外記入)

陸海ト協議済  
陸海へ写送付済

~~~~~

40 昭和2年4月22日

田中外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

海軍人員制限問題に関する声明に対し同意に
ついて

本省 4月22日後発

第三十九号

貴電第八一号ニ関シ

貴電ノ通り取計ハレ差支ナシ

(欄外記入)

海軍ト協議済

海軍へ写送付済

~~~~~

41 昭和2年4月25日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より  
田中外務大臣宛(電報)

条約実施に関する条項の審議について

約第一六条(ニ多少修正ヲ施シテ採用

(ロ)和蘭代表ヨリ平時支給及ヒ貯蔵器材ヲ十二項ニ細別シ

(ハ)兵器取引取締条約第一条第一類(二同シ)毎年之カ数量

ヲ公表スルノ提案ヲナシ独瑞典其他ノ賛成アリタルモ

本官之ニ反対シ本案ハ貯蔵器材ノ公表ヲ求ムルモ一般

的安全ノ確保セラレサル現在ニ於テ軍備ノ秘密ノ公表

ヲ強フルコト能ハサルノミナラス如キ公表ハ実行

不可能ナリト述ヘ和蘭ハ再ヒ規約第八条末項公表ノ義

務ヲ指摘シ執拗ニ本邦側ノ見解ニ反対ヲ試ミタルモ本

官ハ同条ノ末項ノ規程ハ各国カ安全ノ程度ニ応シ軍縮

ヲ実現スヘキ第一項ノ規定ヲ動カスモノニ非ス公表ノ

義務ニ依リ一国ノ国防ヲ不安ナラシムルカ如キハ本官

ノ容認シ能ハサル所ナリト反駁シ仏モ亦兵器ノ公表ニ

ハ充分ナル監督ノ制度ナカルヘカラス監督ニ付各国ノ

同意ナキ以上公表ノ公正ヲ期シ得ストテ反対シ伊西等

モ我方ニ加担シ遂ニ本案採用ニ至ラス

(三)批准効力発生廃棄

(イ)仏案第二十八条ハ独ヲ除ク他ノ諸国之ニ賛成ス独ハ  
「ヴェルサイユ」条約ニ依ル独ノ軍縮実行ハ同条約第

第八六号  
(1)準備委員会四月二十一日再開前回ノ決定ニ基キ条約実施ニ  
関スル条項ヲ審議ス二十三日迄ノ経過左ノ通り  
(一)条約適用除外例

ジュネーヴ 4月25日後発  
本省 4月26日前着

白国代表ハ英案ノ如ク各種ノ戦争内乱其他兵力ノ増加ヲ

必要トスル凡テノ場合ニ条約適用ヲ免脱セシメントスル

ハ広汎ニ過クルニ付寧ロ仏案ヲ採リ防御的戦争ノ場合ニ

ノミ限ラシメ他ノ場合ニ付テハ理事会国及ヒ米國ノ同意

ヲ要スルコトニ提議シ仏蘭其他之ニ賛成シタルモ英代表

ハ戦争ノ防御的ナリヤ侵略的ナリヤノ決定容易ナラサル

ノミナラス内乱ニ依ル兵力ノ増加ヲ他國ノ同意ニ関ハラ

シムルハ不都合ナリトシ且条約ノ受諾ヲ容易ナラシムト

セハ英案ノ如ク規定ヲ広汎ナラシムルノ要アリト論シ決

定ニ至ラス結局英仏両案ヲ二案トシテ存置シ第二読会ニ

決定ヲ延期セリ

(二)公表

(イ)仏案第五条第一〇条及ヒ英案第九条四項(即チ華府条

五篇前文ニ基キ一般の軍縮ノ前提トシテ之ヲ承諾シタルモノナレハ若シ軍縮条約カ十分ナル一般の軍縮ヲ実現シ得スハ独ハ之ヲ承認スヘキヤ否ヤニ関シ更ニ篤ト攻究セサルヘカラスト論シ本条ニ関シ留保ス

(ロ) 英案第十三条ニ関シ仏代表ハ既ニ独カ仏案第二十八条ヲ留保セル以上独ノ条約加入疑問トナレルニ付本条ノ国名ノ列記ヲ第二読会ニ譲ル事トスヘシト提議シ其通り決定ス

(ハ) 波蘭、羅馬尼及ヒ芬蘭ノ三国代表ヨリ兵器取引条約第二十九条類似ノ条項挿入方提議アリ本官ハ此提議ニ対シ同情ノ意ヲ表シ露國ノ参加ヲ重視スル所以ヲ説キ唯本提案ニ国名ヲ挙ケ露ニ対シ不快ノ感ヲ懷カシムルヨリハ一般の形式ニ改ムヘク此際ハ唯主義トシテ本案ヲ採用スル事トシタシト主張シ英、瑞典、白等我主張ニ賛成シ智利、亜爾然丁、伊国等ハ第二読会迄決定ヲ延期センコトヲ求メ結局第一読会ニテ最後ノ決定ヲナス事トセリ

(ニ) 条約有効期間ニ関シテハ仏國側ハ条約ノ内容確定セサル以前之ヲ決定シ得スト主張シ大体仏案ノ如ク空欄ト

来示ニ基キ我方留保撤回ニ関シ声明シタル処委員会内外殊ニ仏國側ニ頗ル良好ノ印象ヲ与ヘ仏國代表ハ特ニ本官ニ我方ノ協調的態度ヲ謝スル旨述ヘタリ

43 昭和2年4月26日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より  
田中外務大臣宛(電報)

委員会閉会と議長よりの第二読会開催希望表  
明について

ジュネーヴ 4月26日後発  
本省 4月27日前着

第八九号

往電第八六号ニ関シ

ナス事ニ決定尚英案第十四条第二項以下何等ノ議論ナク採用セラル

(四) 条約実施期間

本件ニ関シテハ委員会ニテ議論多ク到底纏マル見込ナキニ付其儘第二読会ニ回付スル事ニ決定

(五) 条約前文

波蘭代表ヨリ条約ノ内容確定セサル此際前文ヲ確定のニ起草シ得ストテ第二読会迄延期ヲ求メ可決但シ伊國代表ノ提議ニ依リ英仏両案及ヒ独ヨリ提出アリタル修正案ヲ左欄トシテ掲ケ置ク事トセリ

英、仏、米、独、白、伊ニ転電ス

42 昭和2年4月25日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より  
田中外務大臣宛(電報)

我が方留保撤回の声明について

ジュネーヴ 4月25日後発  
本省 4月26日前着

第八七号

貴電第三六号乃至第三九号ニ関シ二十三日委員会ニ於テ御

委員会其後白国代表等ヨリ提出ノ毒瓦斯其他類似ノ戦争方式平時ニ於ケル之カ準備及輸出入ノ禁止ニ関スル提案ヲ審議シタル後第一読会ニテ採用シタル諸条項ヲ整理シ理事会ニ提出スヘキ一ノ報告ヲ作成二十六日閉会ス尚閉会ニ当リ議長ヨリ第一読会決定事項ニ対シ各国政府ニ充分研究ノ時間ヲ与フル要アルニ付第二読会開会ノ日ハ之ヲ定メサルモ成ル可クハ十一月一日ヨリ開催シタシトノ希望ヲ述ヘタリ  
本官二十六日発一先帰バス  
英、仏、米、白、伊、独ニ転送セリ